

防災都市づくり推進計画 整備プログラムの概要

新整備プログラムの構成

- 令和2年度末に定める新たな整備プログラムの構成は、下表のとおりとする。
- 新たな基本方針で掲げた「木密地域」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」への規制導入等について、その状況や取組を示す新たな章（第9章）を設置。

令和2年度 新たな「整備プログラム」

第5章 延焼遮断帯としての都市計画道路の整備

⇒ 街路整備事業と都市防災不燃化促進事業等について、事業の進捗や予定を更新

- (1) 都市計画道路の骨格防災軸の整備
- (2) 整備地域内における延焼遮断帯の整備

第6章 緊急輸送道路の機能確保

⇒ 機能確保の取組内容を更新（沿道建築物の耐震化、無電柱化、マンホール浮上抑制対策の取組など）

⇒ 無電柱化、マンホール浮上抑制対策については、所管部署にて検討中のため、年明けに反映

- (1) 東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路
- (2) 緊急輸送道路の機能確保

第7章 整備地域・重点整備地域の整備（区部が対象）

区部の整備地域・重点整備地域について、以下の取組を位置付け

- ① 防火規制（不燃化）
- ② 敷地面積の最低限度（地区計画・用途地域）
- ③ 無接道敷地への対応（★）
 - ・ 建築基準法に基づく許可等の制度運用（品川区）
 - ・ 隣地取得、敷地整序等による無接道敷地解消
- ④ 各種事業（※）
 - ※ 都市防災不燃化促進事業、住宅市街地総合整備事業、沿道一体整備事業、木造住宅密集地域整備事業、街路事業、公園整備事業等
- ⑤ 防災生活道路（道路整備、沿道不燃化、道路機能維持）
- ⑥ 無電柱化（★）（状況を「検討中」、「事業中」、「整備済」など進捗が分かるように記載）
- ⑦ 地域特性を生かした街並み再生（★）（渋谷区本町、台東区谷中）
- ⑧ 魅力的な移転先整備事業（★）（江北地区（足立区））（URとの協定による取組地域）

★ 今回の整備プログラムから示すもの

第8章 避難場所等の確保

⇒ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）等を踏まえ、内容を更新

- (1) 避難場所の確保
- (2) 避難場所等の指定見直し時期
- (3) 地区内残留地区の確保
- (4) 避難道路の確保
- (5) 避難場所周辺での不燃化の促進

第9章 木造住宅密集地域等における安全な市街地の形成（新章）（区市が対象）

⇒ ①木密地域、②農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域、及び③不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域について、下記の規制について、規制内容、規制状況（実施中、予定、調査・検討の別）を表形式で明示

⇒ 町丁目の地域種別と規制の有無を図示（課題のある地域の規制の有無を可視化）

- (1) 防火規制（防火地域、新防火区域、準防火地域など）
- (2) 敷地面積の最低限度

現行計画の「整備プログラム」

第5章 延焼遮断帯としての都市計画道路の整備

- (1) 都市計画道路の骨格防災軸の整備
- (2) 整備地域内における延焼遮断帯の整備

第6章 緊急輸送道路の機能確保

- (1) 東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路
- (2) 緊急輸送道路の機能確保

第7章 整備地域・重点整備地域の整備

第8章 避難場所等の確保

- (1) 避難場所の確保
- (2) 避難場所等の指定見直し時期
- (3) 地区内残留地区の確保
- (4) 避難道路の確保
- (5) 避難場所周辺での不燃化の促進